

# とねまちひな飾り

利根町商工会女性部主催による「とねまちひな飾り」が2月20日(土)から柳田國男記念公苑において開催されました。今年で9回目の開催となり、全室に色鮮やかなひな飾りが展示され、大勢の来苑者を迎えました。

－2月20日(土)～3月3日(木)  
柳田國男記念公苑－

### ◎主な内容

- ・ 軽自動車税の税率(年額)が変わります…………… 5 P
- ・ 地域の在宅医療・介護を支える仕組みづくり… 6～7 P

・ 町の話題…………… 16～17 P

# 6次産業化の拠点施設での活用 を承認 (旧東文間小学校跡地)



## ○利根町土地利用推進協議会からの最終報告

「利根町土地利用推進協議会」が1月8日(金)に開催され、旧東文間小学校跡地の利活用についての審議が行われ「株式会社きずな農場」が行う6次産業拠点施設としての活用が承認されました。協議会では、同社から事業提案についての説明後、質疑応答を行い、慎重審議の結果、全会一致で承認されました。

### 活用に至るまでの経緯

旧東文間小学校跡地の利活用については、平成22年6月に本協議会を設立後、文部科学省の廃校プロジェクトのホームページや町公式ホームページにおいて、利活用希望事業者の募集を行ってきました。

旧東文間小学校跡地は、市街化調整区域に立地していることから、誘致できる事業にさまざまな規制があり、これまで工場や会社の研修所など民間企業から活用提案があったものの、市街化調整区域では利用できないなどの理由から実現に至りませんでした。

一方、市街化調整区域での立地が可能なもので、これまでに活用提案のあった適合高齢者専用賃貸住宅や介護付有料老人ホームについては、校舎の改修費や土地建物の譲渡価格等で事業者の資金調達面や不採算性といった問題により成約しませんでした。

その後、平成26年11月10日から同年12月19日まで利活用希望者の再募集を行ったところ「株式会社きずな農場」から農業を中心に生産から加工・販売まで一貫した経営を行う6次産業化による拠点施設としての活用提案があり、本協議会に諮りました。

### 株式会社きずな農場からの提案内容

旧東文間小学校の校舎、体育館、プールおよびグラウンドを活用し、健康増進の効果が期待されるキクイモや甘草などの機能性植物の栽培、また、これらの機能性植物や地元産のお米を特殊な粉碎加工技術によるパウダー加工を行い、付加価値の高い製品の製造・販売を行う。

### ○事業の具体的内容

- 第1期(平成27年度)
  - ・体育館を活用。農林水産物一次加工場における加工品の生産および商品開発
- 第2期(平成28年度)
  - ・校舎を活用。植物工場における農作物の生産、一次加工および商品開発
  - ・校庭を活用。ビニールハウス等による植物の栽培

### 提案内容を承認した理由

- ・町の財源確保につながる
- ・町の活性化につながる
- ・市街化調整区域の立地条件を満たしている
- ・学校跡地の校舎および付属施設を一括して活用すること
- ・当施設およびその他の事業で雇用が期待できる

### 協議会を解散

平成22年6月に、旧利根中学校、旧布川小学校、旧東文間小学校および立木地内6.3haの町有地の利活用を図ることを目的に設置された本協議会は、対象となる学校跡地および町有地の活用がすべて決定し、協議会設立の目的が達成されたことから1月8日をもって解散しました。

### ▽問い合わせ先

役場企画財政課  
まちづくり推進係  
TEL 68-222-111  
(内線2228)



▷あいさつをする小島会長



# 平成 28 年 4 月 1 日から町税・国保税の猶予制度 (徴収の猶予、換価の猶予) が変わります

## 1. 猶予制度の概要

従来については納税者、または生計を一にする親族が病気またはけが、災害に遭われた場合などに、納税者等の申請をもとに納税を猶予する(1)「徴収の猶予」と、事業の継続、または生活の維持を困難にするおそれがある場合などに町長が職権により納税を猶予する(2)「(職権による)換価の猶予」の制度がありました。

今回(2)に当てはまる場合で、納税者等の申請をもとに納税を猶予する(3)「申請による換価の猶予」制度が新設されました。

|                        | 要 件   | 申請期限               |
|------------------------|---|--------------------|
| (1) 徴収の猶予              | (1) 財産について災害による損害を受け、または盗難にあったこと<br>(2) 納税者、またはその生計を一にする親族などが病気にかかりまたは負傷したこと<br>(3) 事業を廃止、または休止したこと<br>(4) 事業について著しい損失を受けたこと※1 など | 猶予を受けようとする徴収金の納期限内 |
| (2) 職権による換価の猶予         | 納付または納入について誠実な意思を有すると認められるときで、かつ次の(1)、(2)などに該当するとき  | —                  |
| (3) 申請による換価の猶予<br>(新設) | (1) 財産の換価(取り立て・公売等)を直ちにすることにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるとき<br>(2) 財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して徴収上有利であるときなど                       | 納期限から6カ月以内         |

※1「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失(赤字)が生じた場合を言います。

上記の理由などにより、町税を一時に納付することができないときは・・・

申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予措置が認められる場合があります。

2. 猶予が認められると
- ・ 猶予期間中の延滞金の全部、または一部が免除されます。
  - ・ 財産の差押えや換価が猶予されます。

## 3. 申請の手続き

- (1) 提出する書類
- ・ 換価の猶予申請書、または徴収の猶予申請書
  - ・ 財産収支状況書
  - ・ 財産目録
  - ・ 収支の明細書
  - ・ 担保の提供に関する書類(4. 担保の提供に該当する場合)
  - ・ 災害などの事実を証明する書類(徴収の猶予の場合のみ)
  - ※罹災証明書、医療費の領収書・明細、廃業届、決算書・確定申告書など。

## (2) 猶予の許可、または不許可

提出された書類の内容を審査した後、役場税務課から猶予の許可または不許可を通知します。猶予が許可された場合には、役場税務課から送付される猶予許可通知書に記載された分割納付計画の通りに納付する必要があります。

## 4. 担保の提供

猶予を受ける金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3ヶ月を超える場合には、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

○提供できる担保の種類は、

- (1) 国債や地方債、町長が確実と認める社債公社債その他の有価証券
- (2) 土地や保険を付した建物、自動車や建築機械など
- (3) 町長が確実と認める保証人の保証 などが 있습니다。

## 5. 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、納税者の財産や収支の状況に応じて、最も早く町税を完納することができる期間に限られますので、申し出のあった分割納付計画が認められるとは限りません。

なお、猶予を受けた町税は、原則として猶予期間内の各月に分割して納付をする必要があります。収入が年金のみの場合などやむを得ない理由がある場合は、隔月等にできる場合もありますのでご相談ください。

また、猶予期間は原則として1年の範囲内ですが、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年まで)。

詳しくは、役場税務課 収納係 TEL68-2211(内線271・272)までお問い合わせください。

**町税等の納付は便利な口座振替をご利用ください**

口座振替の登録をされま  
すと、金融機関の預貯金口  
座から自動的に町税・納付  
金等のお支払いができます。  
一度手続きをすれば、納  
付のたびに金融機関等へ行  
く必要がなくなりますので、  
ぜひご利用ください。

**●口座振替にすると**

・うっかりの納め忘れがな  
くなります。  
・窓口で直接納付する手間  
が省けます。

**●常陽銀行本支店・竜ヶ崎**

農業協同組合本支店・水  
戸信用金庫本支店・みず  
ほ銀行本支店・三井住友  
銀行本支店で、ご利用で  
きる町税等

・町県民税（普通徴収分）  
・固定資産税・都市計画法  
税  
・軽自動車税  
・国民健康保険税

・後期高齢者医療保険料  
・介護保険料  
・霊園管理料  
・老人保護措置費  
・住宅資金貸付金

**●ゆうちょ銀行で、ご利用  
できる町税等**

・町県民税（普通徴収分）  
・固定資産税・都市計画法  
税  
・軽自動車税  
・国民健康保険税  
・後期高齢者医療保険料  
・介護保険料  
・霊園管理料

**●申し込み手続き**

手続きは、預金口座をお  
持ちの金融機関の窓口で  
お願いします。（役場  
でのご手続きはできません）  
申込用紙は、町内の取扱  
金融機関に備え付けてあ  
ります。

また、町外の支店等  
をご利用になる場合は、役  
場税務課に申込用紙をご  
請求ください。

**●手続きに必要なものは：**

・口座番号がわかるもの  
（預金通帳等）  
・印鑑（金融機関届出印）

**●ご注意ください**

・各納期の月末が休日（土・  
日曜日、祝日）の場合、  
その翌営業日に振り替え  
されます。

・手続きは、納税義務者一  
人ごとに必要になります。  
・納税義務者や口座の変更  
をする場合は、新たに手  
続きが必要です。

▽問い合わせ先および町外  
金融機関ご利用に伴う申

**△用紙の請求先**

役場税務課  
Tel 6812211  
(内線271・272)

**町税等預金口座振替  
払込収証書の廃止の  
お知らせ**

これまで町・県民税、固  
定資産税、国民健康保険税、  
後期高齢者医療保険料、介  
護保険料を口座振替により  
納付していただいている方  
には、年度終了後に「口座  
振替払込収証書」を送付し  
ておりましたが、経費削減  
および省資源化を推進する  
ため、平成27年度分をもつ  
て送付を廃止いたします。

また、軽自動車税につきま  
しては、原動機付自転車や  
農耕車等の「口座振替払込  
収証書」の送付は廃止し、  
継続検査（車検）該当車種  
に限り、これまでと同様の  
領収証書兼納税証明書を送  
付いたします。

お手数をお掛けいたしま  
すが、平成28年4月以降の  
口座振替分につきましては  
は、預貯金通帳への記帳に  
てご確認くださいますよ  
う、ご理解とご協力をお願  
いたします。

**▽問い合わせ先**

利根町役場  
Tel 6812211（代表）  
町・県民税 税務課

(内線274)

固定資産税 税務課

(内線263)

軽自動車税 税務課

(内線262)

国民健康保険税 保険年  
金課

(内線256)

後期高齢者医療保険料  
保険年金課

(内線239)

介護保険料 福祉課

(内線342)

**軽自動車等の廃車・  
名義変更の手続きを  
忘れていませんか？**

軽自動車税は、毎年4月  
1日現在の所有者に対して、  
1年分の税金がかかります。  
自動車税のような月割制度  
がないため、4月2日以降  
に廃車をしても、その年度  
分は全額を納付しなければ  
なりません。

廃車や名義変更などによ  
り、軽自動車や原動機付自  
転車などを所有しなくなっ  
た場合は、3月末までに手  
続きを行わないと、所有して

いなくても税金がいつまで  
もかかり続けますので、注  
意してください。

**◆原動機付自転車（125  
cc以下）、農耕用および  
小型特殊自動車の廃車・  
名義変更の手続き**

次のものを持参の上、役  
場税務課までお越しくだ  
さい。

・廃車の場合：該当車のナ  
ンバープレートと所有者  
の印鑑

・名義変更の場合：新所有  
者の印鑑と譲渡証明書

役場税務課  
Tel 6812211

(内線262)

**◆軽自動車（四輪）、二輪  
（125cc超）は左記ま  
でお問い合わせしてくだ  
さい**

**・軽自動車（四輪）**

軽自動車検査協会茨城事  
務所土浦支所（土浦市卸  
町2丁目2番8号）Tel 0  
50138161310

**・二輪**

茨城運輸支局土浦自動車  
検査登録事務所（土浦  
市卸町2丁目1番3号）  
Tel 0501554012  
018

# 軽自動車税の税率（年額）が変わります

平成 28 年 4 月 1 日から次のとおり変更されます。

軽自動車税率（1 台につき年額） ※月割の制度はありません。

| 種別<br>コード | 車種区分     |       | 種 別                | 税 額        |            |       |
|-----------|----------|-------|--------------------|------------|------------|-------|
|           |          |       |                    | 平成 27 年度まで | 平成 28 年度から |       |
| 11        | 原動機付自転車  |       | 50cc 以下のもの         | 1,000      | 2,000      |       |
| 12        |          |       | 50cc 超 90cc 以下のもの  | 1,200      | 2,000      |       |
| 13        |          |       | 90cc 超 125cc 以下のもの | 1,600      | 2,400      |       |
| 14        |          |       | ミニカー               | 2,500      | 3,700      |       |
| 21        | 小型<br>特殊 | 農耕作業用 | 2 輪のもの             | 1,600      | 2,400      |       |
| 22        |          |       | 4 輪のもの             | 1,000cc 以下 |            | 2,400 |
| 23        |          |       |                    | 1,000cc 超え |            | 3,100 |
| 24        |          | 特殊作業用 | 4,700              | 5,900      |            |       |
| 25        | 軽自動車     |       | ボートトレーラー           | 2,400      | 3,600      |       |
| 31        |          |       | 2 輪のもの             | 2,400      | 3,600      |       |
| 41        |          |       | 2 輪の小型自動車          | 4,000      | 6,000      |       |

| 種別<br>コード | 車種<br>区分                                    | 種 別    |    | 旧税額<br>※ 1 | 新税額<br>※ 2 | 重課税額<br>※ 3 | 軽課税額 ※ 4     |              |              |
|-----------|---|--------|----|------------|------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
|           |   |        |    |            |            |             | 75%軽減<br>(ア) | 50%軽減<br>(イ) | 25%軽減<br>(ウ) |
| 32        | 軽<br>自動<br>車<br>の<br>もの<br>4<br>輪<br>以<br>上 | 3 輪のもの |    | 3,100      | 3,900      | 4,600       | 1,000        | 2,000        | 3,000        |
| 33        |   | 自家用    | 乗用 | 7,200      | 10,800     | 12,900      | 2,700        | 5,400        | 8,100        |
| 34        |   |        | 貨物 | 4,000      | 5,000      | 6,000       | 1,300        | 2,500        | 3,800        |
| 35        |   | 営業用    | 乗用 | 5,500      | 6,900      | 8,200       | 1,800        | 3,500        | 5,200        |
| 36        |   |        | 貨物 | 3,000      | 3,800      | 4,500       | 1,000        | 1,900        | 2,900        |

※ 1 平成 27 年 3 月 31 日以前に新車登録された車両のうち、「重課税（※ 3）」以外の車両に適用

※ 2 平成 27 年 4 月 1 日以降に新車登録された車両のうち、「軽課税（※ 4）」以外の車両に適用

※ 3 新車登録から 13 年経過した車両に適用（初度検査年月日が平成 14 年以前の車両）

ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車および被けん引車は対象外

※ 4 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、軽課税額を適用

(ア) 電気自動車および天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制適用かつ平成 21 年排出ガス基準 10% 以上低減）に適用

(イ) 乗用：平成 17 年排出ガス基準 75% 以上低減かつ平成 32 年燃費基準 + 20% 達成車に適用

貨物：平成 17 年排出ガス基準 75% 以上低減かつ平成 27 年燃費基準 + 35% 達成車に適用

(ウ) 乗用：平成 17 年排出ガス基準 75% 以上低減かつ平成 32 年燃費基準達成車に適用

貨物：平成 17 年排出ガス基準 75% 以上低減かつ平成 27 年燃費基準 + 15% 達成車に適用

注 1) (イ) および (ウ) については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

注 2) 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車税に関するお問い合わせは種別に関係なく、利根町役場税務課までお問い合わせください。TEL 6 8 - 2 2 1 1（内線 2 6 2）

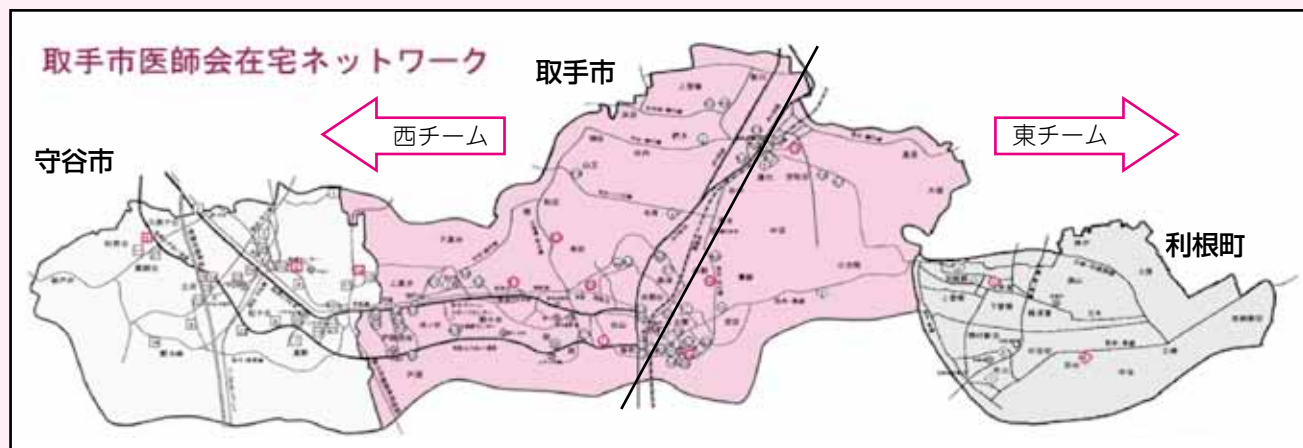


## 取手市医師会在宅いきいきネット（利根町・取手市・守谷市）

取手市医師会では、在宅医療を希望する方が、安心して暮らせるよう「在宅いきいきネット」の名称で支援体制を築いています。取手市医師会を東西2チームに分けて、主治医・副主治医の体制で在宅医療を行い、一人の医師の負担を軽減するだけでなく、ご家族をはじめ、看護・介護スタッフからも安心できる存在として期待されています。

◎内 容：在宅療養をしている方への医療の提供や急病時の対応・褥瘡（床ずれ）等の予防と処置

◎申し込み：医療機関・利根町地域包括支援センター・利根町保健福祉センター・介護支援事業所（ケアマネジャー）から取手市医師会事務局に申し込みます。



## 在宅医療って？ Q&A

### Q1. 在宅医療ってなんですか？

A1. 患者さんの自宅など、生活の場で受ける医療のことです。

### Q2. どんな人が受けられるのでしょうか？

A2. 病気などで、ご自分では医療機関を受診できない方が対象です。ご高齢や難病で寝たきりの方や、がんの末期でご自宅での療養を希望する方などが受けられます。

### Q3. 家族の負担が重いのでは？

A3. 医師・看護師・薬剤師・ケアマネジャーなど、さまざまな専門職が協力して医療・介護を提供しますので、以前に比べてご家族の負担は軽くなっています。

## 在宅シンポジウム「認知症を生きる」を開催します！！

○日時：3月27日(日) 午後1時30分～3時30分

○会場：守谷市役所 大会議室（守谷市大柏 950-1）

○内容：・取手市医師会制作ビデオ「認知症を生きる」上映

・早期発見！簡単にできる認知症テスト

・皆さんの質問に各分野の専門職が答えます！！

○参加費：無料

○申し込み先：取手市医師会事務局 TEL0297-70-7277

在宅医療・介護連携拠点事業の問い合わせ先：取手市医師会事務局 TEL0297-70-7277

利根町地域包括支援センター TEL68-8941

# 地域の在宅医療・介護を支える仕組みづくり ～在宅医療・介護連携拠点事業に取り組んでいます～

自宅で  
自分らしく  
最期まで

## ●●●●● 地域で支える多職種連携 –在宅医療・介護連携拠点事業– ●●●●●

取手市医師会では、住み慣れた家で最期まで自分らしく生きていけるよう、行政（利根町・取手市・守谷市）や多職種の方々と協力し、在宅医療と介護の連携の仕組みづくりをしています。

多職種連携とは、医師・看護師・歯科医師・リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）・医療ソーシャルワーカー・歯科衛生士・ホームヘルパー・ケアマネージャー・薬剤師等が協力しあって患者さんやご家族の在宅医療を支えることです。在宅医療を支えるためには多職種の連携が重要となってきます。

### 土台づくり：多職種が支援体制を強化し、在宅療養を支えます。

- ① 顔の見える関係づくり（意見交換会・協議会等）
- ② 専門職に対する資質向上のための人づくり（研修会・勉強会等）
- ③ 住民への在宅医療・介護の理解を深めるための意識づくり（講演会・シンポジウム等）
- ④ 地域の課題を把握するための実態調査（アンケート調査）

多職種によるグループワーク



在宅シンポジウム（利根町）



垣添忠生先生講演会（守谷市）



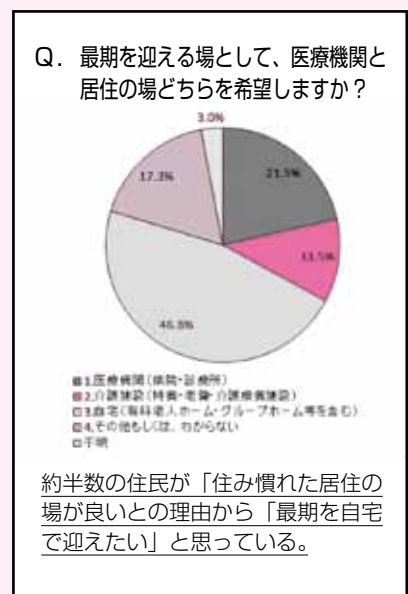
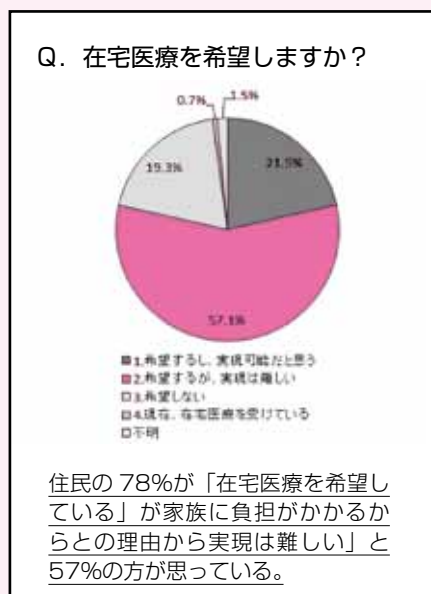
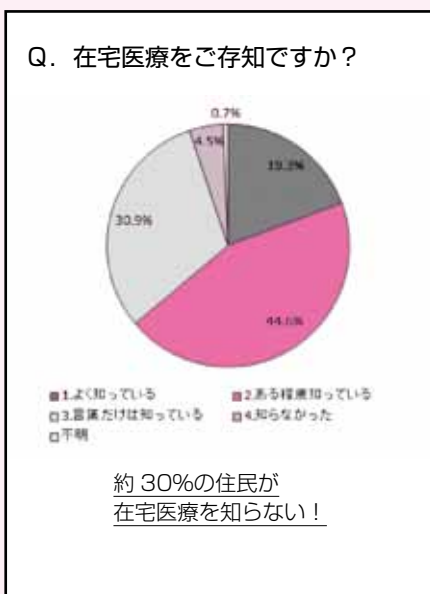
### 仕組みづくり：地域の資源を最大限（効果的・効率的）に活用します。

医療・介護従事者のよりよいサービス提供に繋がる基本情報づくり

ただ今、“住民目線で分かりやすい”ホームページを作成中です。（H 28 年3月末 完成予定）

## ●●●●● 在宅医療に関する住民アンケート結果 ●●●●●

対象者：利根町・取手市・守谷市 住民 1,000 人（回収率：60.1%（平成 27 年 3 月実施））



## 子育て応援手当の申請はお済みですか

### 利根町子育て応援手当支給制度

子育て応援手当は、町民の出産、子育てに対して、新生児の保護者に手当を支給することにより、新町民の誕生を祝福するとともに、明日の地域づくりを担う子どもたちの健全な育成を願って支給される制度です。

#### ◆手当を受けることができる方

1児（18歳未満）を養育している方が第二子以降を出産した場合、手当を受けることができます。ただし、左記の支給要件をすべて満たしていることが支給の条件となります。

#### 支給要件

(1) 出産の日から1年以上前に利根町に住所を有する方。

(2) 世帯の構成員に係る町税、介護保険料、国民健康保険料、保育所の保育料、上下水道使用料に滞納がないこと。

#### ◆手当の額と支給内訳

50万円

##### 第二子

支給内訳

1年目（出産時）

3万8000円

2年目から15年目まで

毎年3万3000円

##### 第三子以降

100万円

##### 支給内訳

1年目（出産時）

7万6000円

2年目から15年目まで

毎年6万6000円

#### 申請方法

お子さんが生まれたとき出産の日から50日以内に申請書を役場福祉課へ提出してください。

#### 現況届の提出について

利根町子育て応援手当の支給を決定された方については、毎年10月中旬に「現況届」の提出が必要となります。

なお、対象児童が転出した場合は、受給権を喪失します。

また、世帯の構成員に係る町税等の滞納がある場合は、手当は支給されません。

#### ▽問い合わせ先

役場福祉課

子ども福祉係

TEL 68-2211

(内線332)

### 国民年金保険料の後納制度をご存知ですか

過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納めることができる『後納制度』が、平成27年10月からスタートしています。

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間に限り、過去5年前まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金額を受給できなかった方が、年金受給資格を得られる場合があります。

後納保険料を納めようとするときは、申し込みが必要で、納めていただく保険料には、当時の保険料額に一定の金額が加算されます。

老齢基礎年金を受給されている方などはご利用できません。

後納制度とは別に免除申請期間の免除部分を支払

う追納制度もごさいます。

追納制度を利用することにより将来の年金額を増やすことができます。

(追納制度は過去10年前まで、遡ることができません)

#### ▽問い合わせ先

国民年金保険料専用ダイヤル TEL 057

010111050

土浦年金事務所 TEL

029182511

170 自動音声案内に従って「2」を

押してください。

#### 受付時間

月曜日

午前8時30分～午後

7時

火曜～金曜日 午前

8時30分～午後5時

15分

第2土曜日 午前9

時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日

初日に、午後7時まで受け付けいたします。

※祝日（第2土曜日を

除く）、12月29日～1

月3日はご利用できません。

## 県マル福制度の外来・入院自己負担金の送金予定日

県マル福制度の該当者である妊産婦・小児・ひとり親家庭の県内受診分（医療福祉の受給者証を使用した場合）の外来自己負担金と、入院自己負担金（小児のみ対象）を、次の日程でご指定の口座に振り込む予定です。なお、通帳には『ジコフタン〇〇ガツ』と記帳されます。

※ 振込口座・名義等を変更された場合は、振込予定前月までに保険年金課窓口へ届け出願います。

※ 上記該当の方は、外来・入院自己負担分の領収書の提出は不要ですが、捨てずに保管してください。

| 振込予定日    | 送金対象診療月                  |
|----------|--------------------------|
| 4月22日（金） | 平成27年11月診療から平成28年1月診療分まで |

◎問い合わせ先 役場保険年金課 医療福祉係 TEL 68-2211（内線237）



# 「太陽光発電システム設置費補助金」交付のお知らせ

地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図り、新エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムを新たに設置する方に対して、設置に要する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

## 申請受け付け

▼受付期間 4月1日(金)～12月28日(水)まで



(土・日曜日、祝日を除く)  
**▼時間** 午前8時30分～午後5時15分まで  
 (正午から午後1時までの時間を除く)  
**▼場所** 役場環境対策課  
 (郵送などでの受け付けは、行いません)

## 交付対象

▼町内の住宅等に新たに対象システムを設置する方、または対象システムが設置された住宅等を購入する方  
 ▼町税を滞納していない方(同一世帯員を含む)  
 ▼太陽光発電システムの発電による余剰電力の買取り契約を電力会社と締結する方  
 ▼太陽電池モジュールの最大出力が10kW未満で未使用のシステムを設置する方

※補助金交付申請前にすでに太陽光発電システムを設置されている場合は、対象外となります。必ず工事着工前に申請してください。  
 ※申請年度内に設置が完了しない場合、または指定期日までに実績報告書および必要書類の提出がない場合は、対象外となります。  
 ※太陽光発電システムが新

品でない場合は、対象外となります。  
 ※電力会社との契約者名・太陽光発電に係る電力受給契約申込者名と本補助金の申請者名が同一でない場合は、対象外となります。

## 補助金額

▼太陽電池モジュールの公称最大出力1kW当たり2万円とし、10万円を限度とします。ただし、補助金額に1000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額とします。

## その他

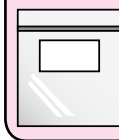
・補助金交付申請の受け付けは、先着順により随時行いますが、受付期間内であっても予算額に達した時点で終了します。  
 ・詳細については「利根町太陽光発電システム設置費補助金交付の手引き」をご覧ください。  
 ・「手引き」および「申請書」は役場環境対策課窓口で配布しています。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。  
 ・補助金交付に係る平成28年度予算は、現在、利根

町議会で審議中であり、議会の議決により決定します。

## ▽問い合わせ先

役場環境対策課  
 TEL 68-12211  
 (内線251)

ストマ用装具を使用されている方へ



災害時に住居が被災し、ストマ用装具が持ち出せなくなった場合に備えて、普段使用されているストマ用装具(1週間分)を利根町役場に預けることができます。希望する方は、**役場福祉課で申請を行ってください。**

## ・保管期間

保管期間は1年間です。期間が終了する前に役場福祉課に預けているストマ用装具を受け取りに来ていただきます。その際、再度、新しいストマ用装具の保管の申請をすることができません(新しいものと入れ替え)。

## 期間終了の連絡はしませんので、必ずご自身で期間を把握していただきますようお願いいたします。

※終了期間を過ぎても受け取りに来ていただけない場合は、町でストマ用装具を廃棄します。  
 ※故意または過失による破損を除き、町はストマ用装具の品質管理などの責任は負いません。

## ・保管場所

役場福祉課

## ・災害時の対応

避難所の担当職員に輸送を依頼してください。状況によっては、来庁していただき、装具の受け取りをしていただく場合があります。

## ▽申請・問い合わせ先

役場福祉課 社会福祉係  
 TEL 68-12211  
 (内線333)

## 高度処理型浄化槽 設置費の一部助成

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、下水道事業計画区域以外の地域に設置する、高度処理型浄化槽の設置費用を一部助成します。

### ○申請期間

4月4日(月)～4月15日(金)(土・日曜日は除く) 午前8時30分～正午 午後1時～5時15分  
※予算範囲を超えた申請があった場合は、抽選にて決定します。抽選日時等は、後日連絡します。

また、申請が予算範囲を超えなかった場合は、4月18日以降も随時、申請を受け付けます。

ただし、予算範囲内での先着順になります。

### ○申請時に必要な書類

- ・補助金交付申請書
- ・案内図
- ・平面図
- ・排水経路図
- ・工事見積書の写し
- ・建築確認済証の写し、または浄化槽設置届出書の写し
- ・登録浄化槽管理票(C票)

- ・登録証の写し
- ・保証登録証
- ・浄化槽設備士免状の写し
- ・浄化槽工事業者届出書の写し
- ・放流同意書の写し
- ・浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し

### 区分による限度額

| 高度処理型浄化槽区分        |      | 限度額      |
|-------------------|------|----------|
| 窒素またはりん除去型(転換の場合) | 5人槽  | 645,000円 |
|                   | 7人槽  | 772,000円 |
|                   | 10人槽 | 959,000円 |
| 窒素またはりん除去型(新築の場合) | 5人槽  | 533,000円 |
|                   | 7人槽  | 644,000円 |
|                   | 10人槽 | 787,000円 |

### ○その他

- ・浄化槽の工事期間は、補助金交付決定後から平成29年2月までです。
- ・補助金交付に係る平成28年度予算は、現在、根根町議会で審議中であり、議会の議決により決定し

ます。  
▼申し込み・問い合わせ先  
役場環境対策課  
TEL 68-22211  
(内線2558)

パソコン回収を  
平成28年4月から  
始めます

利根町では、小型家電リサイクル法に基づき平成26年9月から小型家電(16品目)を無料で回収していましたが、平成28年4月1日からパソコンも回収します。回収されたパソコンは、龍ヶ崎地方塵芥処理組合(クリーンプラザ龍)から再資源化事業者へ引き渡され、分解、分別の上、金属が取り出されて、再び資源となります。

ごみの減量と資源の有効活用に向け、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

**ボックス回収**  
役場環境対策課(2階)に回収ボックスを設置してあります。

ボックスの投入口は、よこ30cm×たて15cmです。投入口に入らないものは役場

環境対策課の窓口で受け付けます。

【回収対象】  
パソコン本体、付属品(マウス、キーボード)

### 【持ち込む前に】

個人情報を含むものは、必ず記録内容を消去してから出してください。

### ▼問い合わせ先

役場環境対策課  
TEL 68-22211  
(内線252)



乾電池の分別にご協力を

乾電池は、資源物回収日に町指定のごみ袋以外の透明な袋に入れて中身が分かるように出してください。

最近、乾電池以外に使い捨てライターやカミソリの刃などを一緒に出される事例がありました。このようなことがありますと作業員が再度分別をしたり、けがをすることもありますが、分別にご協力をお願いします。

▼問い合わせ先  
役場環境対策課  
TEL 68-22211  
(内線252)



# 命を助けるAED（自動体外式除細動器）

ぼうさい 掲示板

近年、水害や地震など災害が多発しており、今後は関東でも大きな地震が起こることが予測されています。

災害等により、目の前で突然心停止を起こして、人が倒れてしまったら、一刻も早く救命処置を始めないと助かる可能性がどんどん低下していきます。

主に救急救命において必要となる処置は3つ、①119番通報とAEDの要請、②胸骨圧迫（心臓マッサージ）、③AEDによる処置です。

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓に電気ショックを与えることで、心臓の状態を正常に戻す機能を持っています。

電源を入れれば音声を使い方を順に指示してくれるので、一般の方でも救命活動を行うことができます。利根町でも、下記の施設にAEDを設置していますので、もしもの時に備えて、設置箇所を確認しておいてください。



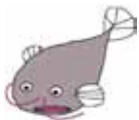
## ●AED設置施設

| 施設名称            | 設置場所              |
|-----------------|-------------------|
| 利根町役場           | 行政棟1階、行政棟2階、議会棟1階 |
| 利根町国保診療所        | 1階事務室             |
| 利根町公民館          | 1階事務室             |
| 利根町保健福祉センター     | 1階事務室             |
| 利根町図書館          | 1階事務室             |
| 利根町生涯学習センター     | 1階事務室             |
| 利根町民すこやか交流センター  | 1階事務室             |
| 利根町立文小学校        | 1階職員室、体育館         |
| 利根町立布川小学校       | 2階職員室、体育館         |
| 利根町立文間小学校       | 2階職員室、体育館         |
| 利根町立利根中学校       | 1階職員室、体育館、武道館     |
| 布川地区コミュニティーセンター | 1階事務室             |

## ●AED設置コンビニエンスストア

| 施設名称              | 設置場所 |
|-------------------|------|
| セブンイレブン茨城利根店（中田切） | 入口付近 |
| セブンイレブン茨城利根四季の丘店  | 入口付近 |

\*町では、昨年24時間AEDを利用できるように町内2カ所のコンビニエンスストアにAEDを設置しました。



## Q. AEDの使い方や救命の方法を知りたいんですが...

A. 公益財団法人日本心臓財団ホームページ（<http://www.jhf.or.jp/aed/>）にAEDを使った救命の仕方が掲載されています。

●救命講習を受講したい人（会社、自治会などの団体単位も可）は、稲敷広域消防本部で救命講習を開催していますので、利根消防署（TEL 68 - 3755）にお問い合わせください。

|      | 普通救命講習Ⅰ          | 普通救命講習Ⅱ  | 普通救命講習Ⅲ                | 上級救命講習  |
|------|------------------|--|------------------------|---|
| 講習内容 | 成人の救命の手助けができるコース | 一定頻度で救命処置をすることが想定される人向けのコース（普通救命講習Ⅰ＋筆記試験＋実技試験） | 小児、乳児、新生児の救命が手助けできるコース | 一定頻度で救命処置をすることが想定される人向けのコース（応急手当全般＋筆記試験＋実技試験） |
| 講習時間 | 3時間              | 4時間  | 3時間                    | 8時間   |

|      | 救命入門コース                       | 応急手当WEB講習             | 実技救命講習                        |
|------|-------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 講習内容 | 入門コースまたはWEB講習＋実技講習で普通救命講習Ⅰを修了 |                       |                               |
|      | 普通救命講習の導入コース                  | 自宅のインターネットで座学のみを学ぶコース | 実技のみを学ぶコース（入門コース、WEB講習修了者が対象） |
| 講習時間 | 1時間30分                        | -                     | 2時間                           |

※ 詳細は、稲敷広域消防本部ホームページ（<http://www.inashiki-kouiki.jp/kyukyu/lifesavingtraining.html>）をご覧ください。

◎問い合わせ先 役場総務課 消防交通係 TEL 68 - 2211（内線501）



## 住民課窓口でのご本人確認のお願い

転入、転出、転居など住民登録に関する届出や認知、養子縁組、養子離縁、婚姻又は離婚などの戸籍に関する届出、各種証明書の発行には窓口に来られた方の**本人確認書類**が必要になります。

利根町では住民基本台帳法、戸籍法、戸籍法施行規則などに基づいて窓口において以下のとおり本人確認を実施しております。

### 《本人確認書類の具体的な証明の例》

※「氏名+住所」又は「氏名+生年月日」が確認できることが前提です。

### 1点で本人を確認できるもの(例)

- ・運転免許証
- ・旅券(パスポート)
- ・個人番号カード
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証

明書で写真付きのもの(船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、電気工事士免状、宅地建物取引士証、教習資格認定書、在留カード、身体障害者手帳、療育手帳など)

### 2点以上で本人を確認できるもの(例)

- ※①の書類を1点以上+②の書類を1点以上提示又は①の書類を2点以上提示。
- ②の書類のみが2点以上あっても確認できませんので、ご注意ください。

### ①の書類

- ・国民健康保険証、健康保険証、船員保険証若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証
- ・国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書
- ・写真の貼付のない住民基本台帳カード

本台帳カード

### ②の書類

- ・学生証
- ・法人が発行した身分証明書(国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く写真付きのもの)
- ・国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書(1点の書類で足りるものを除く写真付きのもの)

上記の身分証明書等をお持ちでない方は窓口にてお申し出ください。また、印鑑登録およびパスポート申請につきましては別途お問い合わせください。

### ▽問い合わせ先

役場住民課

Tel 68-22211

(内線242)



## 住民課の延長窓口 をご利用ください

毎週水曜日(閉庁日を除く)、住民課窓口業務の一部を午後8時15分まで取り扱っております。

### 《取扱い場所》

役場 1階住民課

### 《取扱い業務》

#### 【各種証明書交付事務】

- 住民票、住民票除票および改正原住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 軽自動車税用住所証明書
- 住民票コード通知票の再交付
- 印鑑登録証明書

◇戸籍全部事項証明(戸籍謄本)、個人事項証明(戸籍抄本)

- ◇除籍謄本、抄本
  - ◇改製原戸籍謄本、抄本
  - ◇戸籍の附票の写し
  - ◇身分証明書
  - ◇独身証明書
  - ◇戸籍記載事項証明書
  - ◇戸籍届出受理証明書
- (注)◇については利根町に本籍がある方、△については利根町に戸籍の届出を

された方のみです。

### 【各種届出】

- 印鑑登録、印鑑登録廃止等の届出
- (注)婚姻など戸籍の届書は、閉庁日および通常業務時間外と同様に受領(お預かり)のみです。

### 【その他】

- パスポートの交付
- 個人番号カードの交付

(午後7時まで受け付け)  
なお、右記以外の業務については、延長窓口ではお取り扱いができませんので、開庁日の午前8時30分から午後5時15分(パスポート申請は、午前8時30分から午後4時45分)までにお越しください。

### ▽問い合わせ先

役場住民課

Tel 68-22211

(内線242)



# 住民基本台帳法による届出について

住民基本台帳とは、住民全体の住民票をもって構成される、住民に関する記録を行う公簿です。

住民票とは、個々の住民につき、その住民に関する氏名・住所等の事項を記載する帳簿で、個々を単位として作成されており、居住関係を公証する唯一の公簿です。

この住民基本台帳をもとに、選挙・国民健康保険・国民年金・義務教育およびその他のサービスが利根町で受けることができるようになります。住民の地位の変更に関する届出には、転入届、転出届、転居届、世帯変更届の4つがあります。

住民基本台帳は、常に正確な記録を整備しなければなりませんので、住民記録の正確性を確保するためにも、該当する場合には期間内にすみやかに手続きをしてください。

なお、1年以上国外に住む場合は、国外転出の届出が必要ですが、1年未満の海外出張や留学など滞在期間が短期間の場合は、国外転出の届出をする必要はありません。しかし、その後の事情で国外での滞在期間が1年以上にわたるようになったときは、その事実が判明した時点で国外への転出届を行ってください。

## 届 出 一 覧

| 届出の種類   | 届出期間   | 届出人      | 届出に必要なもの  |
|---|--|----------|---|
| <b>転入届</b><br>(新たに市町村の区域内に住所を定めること)                           | 転入した日から14日以内   | 本人または世帯主 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・転出証明書(前住所地の市区町村長発行)または転出手続済みの個人番号カード・住民基本台帳カード</li> <li>・通知カード(個人番号カードをお持ちの方を除く)</li> <li>・外国人住民の方は、その他に在留カード(外国人登録証明書※)または特別永住者証明書</li> </ul> ※一定の期間は、外国人登録証明書が在留カードや特別永住者証明書としてみなされます。<br>※国外からの転入はお問い合わせください。 |
| <b>転出届</b><br>(今まで住んでいた市町村の区域外へ住所を移すこと)                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出をすることが確定した後、利根町の住所を去るまでの間(あらかじめ手続きをしてください)</li> <li>・あらかじめ手続きができなかった場合は、転出をした日から14日以内</li> </ul> | 本人または世帯主 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・個人番号カード、または住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)</li> <li>・外国人住民の方は、その他に在留カード(外国人登録証明書※)または特別永住者証明書</li> </ul> ※一定の期間は、外国人登録証明書が在留カードや特別永住者証明書としてみなされます。  |
| <b>転居届</b><br>(同一市町村の区域内において、住所を変更すること。同じアパートの中で部屋替えした場合も届出る) | 転居した日から14日以内   | 本人または世帯主 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・個人番号カード、または住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)</li> <li>・通知カード(個人番号カードをお持ちの方を除く)</li> <li>・外国人住民の方は、その他に在留カード(外国人登録証明書※)または特別永住者証明書</li> </ul> ※一定の期間は、外国人登録証明書が在留カードや特別永住者証明書としてみなされます。  |
| <b>世帯主変更届</b>   | 変更があつてから14日以内  | 本人または世帯主 | 本人確認書類  |
| <b>世帯合併届</b>  | 変更があつてから14日以内  | 本人または世帯主 | 本人確認書類  |
| <b>世帯分離届</b>  | 変更があつてから14日以内  | 本人または世帯主 | 本人確認書類  |

ENJOY SPORTS! ENJOY LIFE!

とね ワイワイ くらぶ

(利根町総合型地域スポーツクラブ)

# 4月の活動予定

「とね ワイワイ くらぶ」は、地域のスポーツ振興だけでなく、住民の健康づくりや体力増進、豊かなコミュニティづくりに寄与します。

☆クラブ活動に参加する際は、受け付けで「会員証」を提示してください（早朝の「楊名時太極拳」では必要ありません）。

☆ビジター参加費は、大人：300円/都度、子供（中学生以下）：150円/都度（早朝の「楊名時太極拳」は無料）

|    | 日   | 月 | 火 | 水 | 木 | 金                                     | 土                                 |
|----|---|---|---|---|---|---------------------------------------|-----------------------------------|
|    |   |   |   |   |   | 1                                     | 2                                 |
| 早朝 | <p>入会は、随時受け付けております。申込書は「とね ワイワイ くらぶ クラブハウス」、「利根町生涯学習センター」、「利根町公民館」にあります。</p> <p>申し込み受け付けは、クラブハウスと各プログラムの活動場所（早朝の太極拳とウォーキングは除く）で行っておりますので、お気軽にお越しください。</p> |   |   |   |   | 楊名時太極拳<br>午前7時～7時40分<br>(羽根野台運動公園)    |                                   |
| 午前 |   |   |   |   |   | テニス教室<br>午前10時～正午<br>(利根浄化センターテニスコート) | 卓球<br>午前9時30分～正午<br>(利根町生涯学習センター) |
| 午後 |   |   |   |   |   |                                       |                                   |
| 夜間 |   |   |   |   |   |                                       |                                   |



|    | 3  | 4                                  | 5 | 6   | 7 | 8                                     | 9   |
|----|--|------------------------------------|---|---|---|---------------------------------------|---|
| 早朝 |  | 楊名時太極拳<br>午前7時～7時40分<br>(羽根野台運動公園) |   | 楊名時太極拳<br>午前7時～7時40分<br>(羽根野台運動公園)        |   | 楊名時太極拳<br>午前7時～7時40分<br>(羽根野台運動公園)    |   |
| 午前 | グラウンドゴルフ<br>午前9時30分～正午<br>(文小学校グラウンド)<br>健康体操<br>午前10時～11時30分<br>(利根町生涯学習センター) |                                    |   | グラウンドゴルフ<br>午前9時30分～正午<br>(利根浄化センターグラウンド) |   | テニス教室<br>午前10時～正午<br>(利根浄化センターテニスコート) | バドミントン・卓球・ニュースポーツ<br>午前9時30分～正午<br>(文小学校体育館)    |
| 午後 |  |                                    |   |   |   |                                       | バドミントン・卓球・ニュースポーツ<br>午後1時30分～3時30分<br>(文小学校体育館) |
| 夜間 |  |                                    |   | 楊名時太極拳<br>午後7時～8時30分<br>(利根町公民館)          |   |                                       |   |

|    | 10                                    | 11                                 | 12                                   | 13  | 14 | 15                                    | 16  |
|----|---------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|---|----|---------------------------------------|---|
| 早朝 |                                       | 楊名時太極拳<br>午前7時～7時40分<br>(羽根野台運動公園) |                                      | 楊名時太極拳<br>午前7時～7時40分<br>(羽根野台運動公園)        |    | 楊名時太極拳<br>午前7時～7時40分<br>(羽根野台運動公園)    |   |
| 午前 | グラウンドゴルフ<br>午前9時30分～正午<br>(文小学校グラウンド) |                                    |                                      | グラウンドゴルフ<br>午前9時30分～正午<br>(利根浄化センターグラウンド) |    | テニス教室<br>午前10時～正午<br>(利根浄化センターテニスコート) | バドミントン・卓球・ニュースポーツ<br>午前9時30分～正午<br>(文小学校体育館)    |
| 午後 |                                       |                                    |                                      |   |    |                                       | バドミントン・卓球・ニュースポーツ<br>午後1時30分～3時30分<br>(文小学校体育館) |
| 夜間 |                                       |                                    | バドミントン<br>午後7時30分～9時30分<br>(文小学校体育館) | 楊名時太極拳<br>午後7時～8時30分<br>(利根町公民館)          |    |                                       |   |

|    | 17   | 18                                 | 19                                   | 20  | 21 | 22                                    | 23 |
|----|--|------------------------------------|--------------------------------------|---|----|---------------------------------------|----|
| 早朝 |  | 楊名時太極拳<br>午前7時～7時40分<br>(羽根野台運動公園) |                                      | 楊名時太極拳<br>午前7時～7時40分<br>(羽根野台運動公園)        |    | 楊名時太極拳<br>午前7時～7時40分<br>(羽根野台運動公園)    |    |
| 午前 | グラウンドゴルフ<br>午前9時30分～正午<br>(文小学校グラウンド)<br>健康体操<br>午前10時～11時30分<br>(利根町生涯学習センター) |                                    |                                      | グラウンドゴルフ<br>午前9時30分～正午<br>(利根浄化センターグラウンド) |    | テニス教室<br>午前10時～正午<br>(利根浄化センターテニスコート) |    |
| 午後 |  |                                    |                                      |   |    |                                       |    |
| 夜間 |  |                                    | バドミントン<br>午後7時30分～9時30分<br>(文小学校体育館) | 楊名時太極拳<br>午後7時～8時30分<br>(利根町公民館)          |    |                                       |    |

|    | 24  | 25                                 | 26                                   | 27  | 28 | 29                                    | 30  |
|----|---|------------------------------------|--------------------------------------|---|----|---------------------------------------|---|
| 早朝 |   | 楊名時太極拳<br>午前7時～7時40分<br>(羽根野台運動公園) |                                      | 楊名時太極拳<br>午前7時～7時40分<br>(羽根野台運動公園)        |    | 楊名時太極拳<br>午前7時～7時40分<br>(羽根野台運動公園)    |   |
| 午前 | グラウンドゴルフ<br>午前9時30分～正午<br>(利根浄化センターグラウンド) |                                    |                                      | グラウンドゴルフ<br>午前9時30分～正午<br>(利根浄化センターグラウンド) |    | テニス教室<br>午前10時～正午<br>(利根浄化センターテニスコート) | バドミントン・卓球・ニュースポーツ<br>午前9時30分～正午<br>(文小学校体育館)    |
| 午後 |   |                                    |                                      |   |    |                                       | バドミントン・卓球・ニュースポーツ<br>午後1時30分～3時30分<br>(文小学校体育館) |
| 夜間 |   |                                    | バドミントン<br>午後7時30分～9時30分<br>(文小学校体育館) | 楊名時太極拳<br>午後7時～8時30分<br>(利根町公民館)          |    |                                       |   |

☆ 途中入会者の傷害保険は、入会翌月から適用となります。

☆ プログラムは当日の状況により予告なしに変更/中止することがありますのでご了承願います。  
最新の活動計画は、毎月末に翌月の活動計画が「とね」とで広報されます。「とね」とを見るか、事務局に問い合わせてください。

「とね ワイワイ くらぶ」クラブハウス (事務局)

〒300-1632 茨城県北相馬郡利根町下曾根 321

TEL 090-1407-4480

FAX 0297-68-3812





こんにちは  
とね子育て支援センター  
です

3月になりました。あちこち春の花が咲き始め、目を楽しませてくれる季節です。利根川土手の桜も、いつ咲くのかわくわくしますね。皆さんで利根町の花巡りをしてはいかがでしょうか？

とね子育て支援センターって  
どんなところ？  
知りたい人は来て！見て！！

利根町在住の、未就園のお子さんと、その保護者を対象にさまざまな支援を行っています。現在は、子育て真っ最中のお母さん同士の情報交換や、気分転換の場所にもなっています。また、子供同士のたくさんの遊びや、ふれあい体験の場にもなっています。担当保育士とのたわいのないおしゃべりもおすすめです。(\*^\_^\*)

面倒がらずに、ぜひ出掛けてきてください。何かのきっかけ作りになれば幸いです。



\*\*4月の予定\*\*

◎とね子育て支援センターの活動は、通常は文間保育園にて、月曜日～金曜日に行っています。

(土・日曜日、祝日は、お休みです。)

- \*受け付け：午前9時30分～
- 活動時間：午前10時～11時30分
- \*ワイワイサロンは、利根町保健福祉センターでの育児相談日です。
- \*遊びに来る時は、各自水分を持参してください。

3月28日(月)～4月7日(木)は休み

|    |   |                 |
|----|---|-----------------|
| 5  | 火 | ワイワイサロン (19P参考) |
| 8  | 金 | とね子育て支援センター始まり  |
| 14 | 木 | すっきりサロン         |
| 15 | 金 | にこにこ赤ちゃん        |
| 19 | 火 | にこにこ広場&しゃべランチ   |
| 22 | 金 | 赤ちゃん&Mタニティさん    |
| 27 | 水 | すっきりサロン         |

●園庭開放は3月25日(金)までです。

年齢別サークルの対象年齢

すくすく：平成24年4月～平成25年3月生まれ  
よちよち：平成25年4月～平成26年3月生まれ  
ねんね：平成26年4月～平成27年3月生まれ  
赤ちゃん：平成27年4月～

\*マタニティさんは、赤ちゃんの日やねんねの日に遊びに来て、お母さんたちや小さいお子さんたちとふれあってください。

\*ねんねの早生まれの方は、赤ちゃんの日に遊びに来てくださると良いです。お子さんの状態により両方をご利用ください。

注意：4月からはクラスが今よりひとつ上がります。

一年間いろいろとご協力いただきましてありがとうございました。皆さんのおかげで、私たちも共に楽しませていただきました。子育てはひとりで悩まず、誰かに頼って助けをもらいながらやっていけばいいんだと思います。これからもどんどん支援センターへ足を運んでください。  
鈴木笑美・川上計美

**にこにこ広場 (\*^\_^\*)**  
午前9時30分～11時30分  
対象：未就園の親子  
みんなであいさつを済ませてから園庭および室内で好きな遊びを楽しんでください。最後に保育士の紙芝居や絵本の読み聞かせなどもあります。

**年齢別のサークル**  
午前9時30分～11時30分  
対象：未就園の親子  
すくすく・よちよち・ねんね・赤ちゃんと、年齢で分かれて活動する日。内容は季節や年齢に合わせた(制作や戶外活動・歌・手遊び・育児情報交換など)を取り入れています。

**にこにこ赤ちゃん**  
午前9時30分～11時30分  
対象：ねんね・赤ちゃんの親子  
マタニティの方もどうぞ園庭および室内で好きな遊びを楽しんでください。小さいからこそその大変さをお母さん同士、分かち合ってください。

**しゃべランチ**  
午前9時30分～午後0時30分  
対象：未就園の親子  
にこにこ広場に遊びに来ながらその後、持ってきたお弁当を食べても良い日です。おしゃべりしながらのランチも楽しいですよ。

**保育園の開放 (園庭および室内)**  
月曜日～金曜日(祝日は除く)  
午前9時30分～11時30分  
午後3時～4時30分  
(変更もあり)  
対象：未就園の親子  
■ベビーカー持参でお庭を散歩してくださいってもかまいません。  
■お孫さんを見ていらっしゃるご祖父母の方もご利用ください。  
■雨の日も遊べる小さな部屋があります。

**すっきりサロンへどうぞ**  
午前9時30分～11時30分  
○引越してきたばかりで、まだお友達がいない親子の方  
○昼間お子さんやお孫さんと2人きりで過ごされているお母さんや、おばあちゃん  
○ちょっと話をしたい、話を聞いて欲しいという親子の方など、思い切って一度出掛けてみませんか？おしゃべりしてすっきりして帰ってください。お待ちしております。お気軽にどうぞ



赤ちゃん  
と  
マタニティさんの日

赤ちゃん大集合!!  
こんなふうに写真を撮るのが恒例になっています。見てください、とってもかわいいでしょ!!この小さな命をみんなで大切に見守ってあげたいですね(\*^\_^\*)

問い合わせ先

とね子育て支援センター(文間保育園内)

TEL 68-3194

\*  
※案内の手紙は、利根町役場の福祉課・住民課前のお便りBOXにも入っています。また、町公式ホームページでもご覧いただけます。

2,310日を達成!

## 交通死亡事故ゼロ記録更新 茨城県内歴代1位に

利根町は、1月19日(火)に、交通死亡事故ゼロ継続2310日を達成しました。

この記録は、旧水府村(現常陸太田市の一部)が平成7年2月8日に記録した2309日を追い抜き県内歴代1位になりました。

交通死亡事故ゼロの日が、今後一日でも長く続くように1月29日(金)に利根町交通安全指導隊・交通安全母の会・ネットワーカー協議会、取手警察署、利根地区交番の皆さんが、ランドルームフードマーケット利根店の店頭で交通安全の啓発活動を実施し、今後も「思いやりと譲り合いを心がけ、交通事故防止に努めてください」と呼びかけました。



△役場イベントホールで歴代1位の報告がされました



△ランドルーム入口にて交通安全チラシ・グッズなどを配布し、啓発を行う＝もえぎ野台

## 命の大切さを学ぶ サケの稚魚 利根川に放流

2月9日(火)、布川小学校4年生児童(48名)が、利根川(利根緑地テニスコート付近)へサケの稚魚を放流しました。これは、

毎年12月に利根ライオンズクラブが、町内の各小学校へサケの卵を寄贈し、子どもたちは、観察しながらふ化させ一定の大きさまで育て上げたものです。放流した稚魚は、川を下り海で大きくなり、4年後、再びこの川へ戻り産卵し命をつないでいきます。



▷大切に育てたサケを利根川へ放流

サケに「帰ってきてね」「がんばれ」と呼びかけながら川へ放流し、子どもたちは、生命の誕生と成長の過程を観察することで、命の大事さを学びました。文小学校・文間小学校でも大切に育てたサケを利根川へ放流を行いました。

## 利根町制施行60周年記念 とね七福神めぐり 一年の幸福を願って

1月24日(日)、とね七福神めぐり(主催・利根ライオンズクラブ)が利根町役場から約350名が1年間の無病息災などを願って、花火の号砲とともに出発し、ゴールの日本ウエルネススポーツ大学第1キャンパスを目指しました。

今年で24回目を迎え、町内はもとより、近隣市町村からも、たくさんの方が参加がありました。コースは、町内7カ所の神社やお寺を順次まわる全13kmを巡りました。ゴールの日本ウエルネススポーツ大学第1キャンパスでは、利根やっこ睦のお囃子が披露され、ゴールする参加者を迎え入れていました。

ゴールの会場では「宝船フェスタ in Tone」も開催されていて、たくさんのお店などが出てにぎわっていました。



△みんな元気に出発



▷各所にはスタンプが用意されており、巡った証しとしてスタンプを押していました。早尾天満宮



## 貴重な体験をする利根中学校生 40事業所で職場体験を行う

1月20日(水)から22日(金)にかけて、利根中学校2年生118名が、40事業所(利根町・龍ヶ崎市・千葉県我孫子市内)の協力を得て、職場体験の学習を行いました。

この学習は、中学2年生が社会のマナーや、実際に各職場で働く体験をすることによって、自分の進路について考えるために実施されています。役場総務課にも、磯山のかさんと梅田明香里さんの2人が体験に見え「広報とね」の作成について学びました。今回は、3月号の「町の話」の中で、中学生が職場体験をする様子を取材しました。取材のポイントを取り、自分たちで取材した内容の編集作業を行ってもらいました。取材した中学生の声や感想、また広報の記者として取材をした2人の感想をご紹介します。

1月20日(水)、利根町図書館・利根消防署・東文間保育園の3カ所を取材に

行きました。左腕には「利根町 広報」の腕章を着け、取材ノートを手に生徒の活動の様子を写真に撮り、いくつか質問を行いました。利根町図書館では、生徒がコンピュータを使い、本の登録や貸し出し・返却などの仕事をしていました。なぜこの仕事を選んだのかという質問に「本が好きだから」、「本に関わる仕事があったかった」また、仕事をやってみての感想という質問に「とても面白い」と答えてくれました。

利根消防署では、消防士を目指して消防士になられた署員の方の話に真剣に耳を傾けていました。東文間保育園では、園児たちがちょうどお昼寝の時間帯で、園児たちと遊んだりしているところを見るのができませんでしたが、次の日開催の「お楽しみ会」の部屋を、園児を喜ばせようと、飾り付けを一生懸命の仕事を選んだのかという質問

間に「子どもが好きだから」また、仕事をやってみての感想はという質問に「子どもと遊ぶのが楽しい」、「笑顔を見るのが楽しい」などの感想が聞けました。



▶職場体験をしている生徒を取材する様子 東文間保育園



▶カウンター業務をする生徒 利根町図書館

今回、広報紙作りを体験して、初めて自分で取材に行きました。最初はとても緊張して戸惑ってしまいましたが、職場の方に、広報としてどんなことを伝えたいのか想像しながら、質問や写真を撮ることが大切だと教わりました。人に伝えることの大切さを学び、とても楽しく職場体験をすることができました。梅田 明香里

今回、広報紙作りをやらせていただきました。広報紙作りは、2カ月前から掲載する情報を集めて編集作業を行うなど、とても大変な仕事だということが分かりました。特に、取材は緊張してしまい、上手に質問をすることはできなかったけれど、時間をかけて一つのものを作り上げることを学び、とても良い経験になりました。磯山 ののか



## 平成27年度茨城県 下水道促進週間 コンクール入賞者の 決定

1月21日(木)、『平成27年度茨城県下水道促進週間コンクール』知事賞入賞者の表彰式が茨城県庁講堂において開催されました。

県内44市町村から応募された総数5万6235点もの作品の中から入賞60点が選ばれ、本町でも「絵画・ポスター部門」で布川小学校2年 志村実桜さんの作品がみごと「知事賞入選」に選ばれました。



▶知事賞入選を受賞された志村実桜さん



# 保健福祉センターだより

TEL (68) 8291

予防接種忘れていませんか？  
日本脳炎〜特例接種〜

日本脳炎予防接種が、済んでいない年齢の方は今年度接種をお勧めいたします。

▽対象者 18歳になる方

(平成9年4月2日〜平成10年4月1日生れ)

↓4回目(2期)までの接種を済ませましょう。

※対象者へは、7月に個別通知しました。

▽接種方法

医療機関で個別接種

| 町内の医療機関  |           |
|--|-----------|
| 医療機関名  | 電話番号      |
| 鈴木内科医院   | 68 - 3100 |
| 利根町国保診療所   | 68 - 2231 |
| もえぎ野台よつば診療所                                      | 85 - 5581 |
| ※町外医療機関でも接種ができます。希望する方は、利根町保健福祉センターまでお問い合わせください。 |           |

▽注意事項

①接種時は、事前に予約が

必要です。

②母子健康手帳・予診票を必ずご持参ください。

③予診票は、利根町保健福祉センター健康増進係で交付します。

献血にご協力ください

献血は、健康な人だけができる大きな助け合いです。今回は、全血献血(200ml・400ml)です。

200ml献血は16歳から69歳、400ml献血は18歳から69歳までの方です。

(65歳以上の方は、60歳から64歳までに献血経験がある方)

皆さまのご協力をお願いいたします。

●日時 3月29日(火)

午前10時〜正午

午後1時〜3時半

●場所 役場玄関前

●持ち物 献血カード

※初めてのの方は、免許証・健康保険証等身分証明書を

ご持参ください。

※当日、食事を摂られていない方や、睡眠不足など体調不良の方は、献血はできません。体調を整えてからのご協力をお願いします。

認知症予防教室  
「生き生き音楽くらぶ教室」のお知らせ

利根町保健福祉センターでは、認知症予防として、音楽療法士による教室を行なっています。

教室では、呼吸や発声練習や懐かしい歌を歌ったりします。楽しく認知症予防をしましょう。

まずは、お気軽にお問い合わせください。

▽日時

毎月第1・3金曜日

午後1時〜2時

(4月から日時変更予定)

▽料金

1回 100円

▽講師

音楽療法士



△教室の様子

▽問い合わせ先

利根町保健福祉センター  
いきがい支援係  
TEL 68-8291

第51回  
もの忘れ  
予防講座のお知らせ



認知症は誰にでも起こり得る病気です。予防への関心も深まっています。今回は「フリフリグッパ―体操」の生みの親である筑波大学征矢英昭教授をお迎えします。「脳と運動」を研究されている先生からお話を伺い、もの忘れ予防に取り組みましょう。もう一つの講話も関心度が高い「お口の健康」についての内容です。どなたでもお気軽にご参加ください。

▽日時 3月23日(水)

午前10時〜正午

午前9時40分〜受け付け

▽会場 利根町公民館

1階多目的ホール

①「食べる仕組みと咀嚼の大切さ、お口の健康の重要性」

講師 歯科衛生士

藤田智子氏

②「フリフリグッパ―で認知症予防」

講師 筑波大学大学院  
体育系 征矢英昭教授



△征矢教授

※申し込み不要です。直接会場へお越しください。

▽問い合わせ先

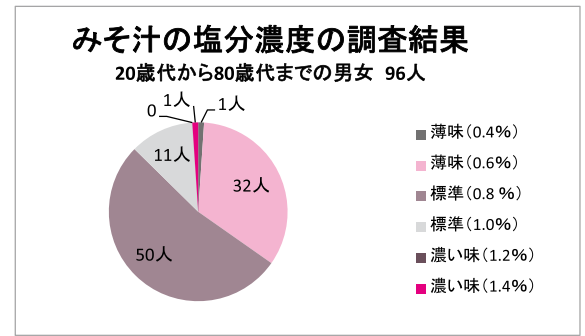
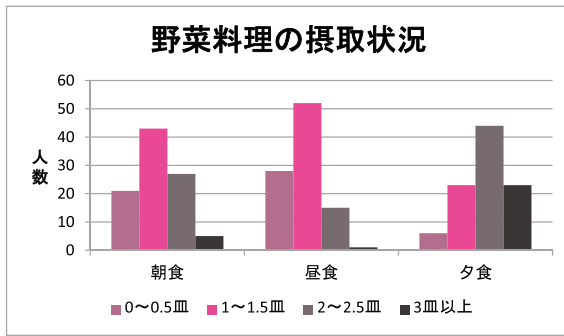
利根町保健福祉センター  
いきがい支援係  
TEL 68-8291

利根町ヘルスマイトが  
みそ汁の塩分を  
調査しました



生活習慣病を予防するために、健康日本21では《減塩》と《野菜摂取量の増加》を目標に掲げています。利根町ヘルスマイトは『世代を超えてつながって、地域のみんなで健康になろう』をコンセプトに、町内のご家庭を一軒一軒訪問し、みそ汁の塩分濃度計測と野菜の摂取状況を調査しました。

※調査機関…平成27年10月～12月  
 ※野菜料理は70gを1皿として調査  
 調査にご協力いただいた方々に御礼を申し上げます。



●茨城いのちの電話  
 つくば (24時間) TEL 029-855-1000  
 水戸 (午後1時~8時) TEL 029-350-1100  
 00  
 TEL 0120-073815  
 56 (毎月10日 午前8時~翌日午前8時)  
 ●いばらきこころのホットライン  
 平日 (午前9時~正午、午後1時~4時) TEL 029-1244-0556  
 土・日曜日 (午前9時~

現在、県では「つながるわが・ささえるわが茨城」のちの絆キャンペーンを実施しております。周囲との絆を回復することが自殺予防につながります。心に悩みを抱えている人がいたら、声をかけてみませんか。  
 △問い合わせ先  
 茨城県保健福祉部障害福祉課 TEL 029-301-3368  
 つらい時、苦しい時は一人で抱えず、悩みを相談しましょう。

3月は自殺防止月間です  
 現在、県では「つながるわが・ささえるわが茨城」のちの絆キャンペーンを実施しております。周囲との絆を回復することが自殺予防につながります。心に悩みを抱えている人がいたら、声をかけてみませんか。  
 △問い合わせ先  
 茨城県保健福祉部障害福祉課 TEL 029-301-3368

2項目以上が2週間以上ほとんど毎日続いていたら、それは「うつ」かもしれません。かかりつけ医や精神科の受診、心の相談が必要です。  
 町でも、自殺予防啓発記事や各種がん検診・乳幼児健診の日程、介護予防教室など掲載の「こころの健康づくりカレンダー」を3月下旬に全戸配布します。

- これまで楽しんでいたことが楽しくなくなった
- 以前は楽にできたことが今ではおっくう
- 自分は役に立つ人間だと思えない
- 訳もないのに疲れたように感じる
- 眠れない・目が覚めるなどの睡眠障害がある
- 食欲がなくなる、胃腸の調子がよくない

●利根町保健福祉センター  
 TEL 68-8291  
 ●竜ヶ崎保健所  
 TEL 0297-62-2367  
 正午、午後1時~4時  
 TEL 0120-123615  
 56  
 ●心と体のセルフチェックしてみよう  
 □ 毎日の生活に充実感がない  
 □ これまで楽しんでいたことが楽しくなくなった  
 □ 以前は楽にできたことが今ではおっくう  
 □ 自分は役に立つ人間だと思えない  
 □ 訳もないのに疲れたように感じる  
 □ 眠れない・目が覚めるなどの睡眠障害がある  
 □ 食欲がなくなる、胃腸の調子がよくない

## 健診・相談など

| 名称    | 日程     | 受付時間                | 予約方法                    | 場所・予約先   |             |
|-------|--------|---------------------|-------------------------|--|-------------|
| 各種相談日 | 育児相談   | 4月5日(火)             | 午前10時~11時               | 全乳幼児対象。各相談は当日の受付順<br>ファイワイサロン同時開催<br>歯科相談 午前10時~ | 利根町保健福祉センター |
|       | ヘルシー相談 | 3月15日(火)<br>4月7日(木) | 午前9時~11時30分のうちの予約した時間   | 血圧測定 管理栄養士・保健師による相談 前日までに予約                      |             |
|       | 口腔相談   | 3月16日(水)            | 午前10時~午後2時30分のうちの予約した時間 | 歯科衛生士による口腔機能相談 前日までに予約                           |             |
|       | もの忘れ相談 | 3月22日(火)            | 午後1時~3時30分のうちの予約した時間    | もの忘れの気になる方等の相談 前日までに予約                           |             |
|       | 精神保健相談 | 4月12日(火)            | 午後1時30分~3時のうちの予約した時間    | 専門職による相談 1週間前までに予約                               |             |

| 名称         | 内容                                       | 日程       | 受付時間          | 場所・問い合わせ先  |
|------------|--|----------|---------------|--|
| ファイワイサロン   | 乳幼児親子の遊び場                                | 4月5日(火)  | 午前10時~11時     | 利根町保健福祉センター  |
| サロン・ド・いちよう | こころの健康づくり・居場所<br>(利根ハーモニカアンサンブル演奏会があります) | 3月17日(木) | 午後1時30分~3時30分 | 場所：利根町保健福祉センター<br>問い合わせ先：利根いちようの会 市村 TEL68-4035 (初めて参加する方はご連絡ください) |

### お知らせ！ 募集情報

このコーナーの各項目は、次のように省略しています。申・申し込み先、問：問い合わせ先

### 無料法律相談のお知らせ

▽日時：4月4日(月)午前9時～午後1時▽相談内容：借金問題、離婚、相続・贈与の問題、土地(借地)・建物のトラブル、境界争い、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、DV問題、交通事故などで困りの方の相談▽相談受付件数：12件まで(一人20分程度)▽相談員：町で委託の弁護士▽申し込み方法：相談日前日までの電話予約とします。ただし、当日空きがある場合は、当日でも受け付けいたします。

### 行政書士無料相談会

事前予約は不要です。

▽日時：4月10日(日)午後

問 役場福祉課 社会福祉係  
☎ 68-12211(内線3333)

1時～3時▽会場：龍ヶ崎市街地活力センター「まいん」2階▽相談内容：相続、遺言、農地転用、入国管理各種許可申請手続ほか▽相談員：行政書士数名  
問 佐川 ☎ 029716612243

### 茨城県竜ヶ崎保健所 精神保健相談のお知らせ

▽日時：3月15日(火)午後2時～4時、4月6日(水)午後3時～5時▽場所：茨城県竜ヶ崎保健所1階相談室(龍ヶ崎市2983-1)▽対象者：精神症状のある患者の家族、本人▽その他：予約制▽相談員：医師および保健師  
申・問 茨城県竜ヶ崎保健所保健指導課 ☎ 029716212367

### 『介護者のつどい』のご案内

『介護者のつどい』は、介護者同士が集まり、毎月第3水曜日に開催しています。座談会や食事会等を通して情報交換を行い、お互いの交流を図っています。また、利根町社会福祉協議会との共催で、日帰り旅行

や新年会などのリフレッシェ企画もありますので、気軽にご参加ください。開催日、場所、内容など毎月の予定は「広報とね」でお知らせします。

▽日時：3月16日(水)午後1時30分～3時30分▽場所：利根町保健福祉センター▽内容：懇談会▽申し込み：不要▽参加費：無料  
問 役場福祉課 介護予防係  
☎ 68-12211(内線348)

### 第18回音のまちTONE ふれあいコンサート 出演者募集!

利根町生涯学習推進本部では、地域特性を生かした生涯学習のまちづくりを目的に「音のまちTONEふれあいコンサート」を開催しています。

つきましては、出演者をおのとおりに募集いたします。奮ってご応募ください。

▽開催日：6月4日(土) 開演 午後1時 閉演 午後1時30分▽場所：役場1階多目的ホール▽出演対象：利根町在住・在勤の方▽参加費：無料▽演奏内容：声楽・器楽(バンド・カラオケなどは除く)演奏時間

は10分以内で、演奏時は、マイクやCDの使用はできません。  
\*ピアノ以外の楽器は、各自でご用意ください。  
▽募集締め切り日：4月23日(土)▽その他：①応募多数の場合は、分野別に主催者側で調整させていただきます。②参加者全員を対象に説明会を実施いたします。③演奏の順番は、主催者側が決定します。

申・問 所定の申し込み用紙に記入の上、生涯学習課(利根町生涯学習センター内)までお申し込みください。  
☎ 68-13263

※申込用紙は、生涯学習課窓口(利根町生涯学習センター・利根町公民館)または、町公式ホームページ(<http://www.town.tone.ibaraki.jp/>)から入手することができます。

### 利根混声合唱団 団員募集のお知らせ

懐かしのメロディーから合唱歌、そしてヴィヴァルディなどのクラシック曲まで利根町の定期演奏会に向け、幅広く楽しく歌っています。合唱未経験の方もお気軽に見学にお越しくださ

い。皆さまのご参加お待ちしております。

▽練習日：毎週金曜日 午後1時30分～4時(土・日曜日に随時追加練習あり)▽場所：利根町公民館1階講座室▽会費：3000円/月(高校生・大学生無料)  
問 越野 ☎ 68-17002 佐藤 ☎ 68-18307

### 歌謡コーラスバンド メンバーを募集

男性・女性一緒に音楽を楽しみましょう。いつでも見学にいらっしゃってください。

☆管楽器・弦楽器・鍵盤楽器・打楽器など

▽練習日：毎週日曜日 午後1時～5時▽場所：利根町生涯学習センター2階音楽室  
問 齊藤 ☎ 68-13682

### トーンクラ・クラブ 会員募集

平成11年設立、公民館講座の修了者を中心としたピアノ愛好者のクラブです。会員は現在男性9名、女性19名がそれぞれレッスンに励み、年2回、夏と秋に



発表会を設けて活動中。今回は男性会員の募集です。ピアノに興味をお持ちの方、どうぞ一度見学に来てください。ピアノに初めて触る方こそ大歓迎です。

▽練習日：第1・3土曜日、午後7時～9時▽場所：利根町公民館 講座室▽会費：3000円/月

詳細については、お問い合わせください。

☎桑名 68-8742

**第5回 議会報告会 開催のお知らせ**

町議会では町民の皆さまに、より開かれた信頼される議会を目指し、町議会の活動内容をお知らせする「議会報告会」を毎年開催しています。どなたでも参加できますので、たくさんのご来場をお待ちしております。

▽日時・場所：4月16日(土) 午前9時30分～11時30分

文間地区農村集落センター 午後1時30分～3時30分 役場 1階多目的ホール

■2施設での開催となります(同じ内容です)▽内容：平成27年度議会定例会・臨時会議案の審議経過・結果報告など

▽日時：3月27日(日) 午後1時～4時▽場所：利根町生涯学習センター 一階多目的室(利根町中谷967)

**第三回 歌謡コーラスバンド 春ライブ&地域ふれあいカラオケ会のお知らせ**

カラオケ出演者を募集いたします。

皆さまお誘い合わせの上ご来場ください。

▽日時：3月27日(日) 午後1時～4時▽場所：利根町生涯学習センター 一階多目的室(利根町中谷967)

順25名(事前にお申し込みください)▽入場料：無料▽その他：カラオケ出演の方は、参加費200円(当日徴収)

また、当日はCDをお持ちください。

問 歌謡コーラスバンド 斉藤 68-3682

**第5回利根町さくらまつりの開催について**

▽日時：4月2日(土)・3日(日) 午前10時～午後3時▽場所：利根町役場

内容：①飲食店組合、農業協同組合ほかによる出店②

手作り作品の青空マーケット③灯籠の夕べ④踊りと音楽の調べ⑤野だて⑥夜桜ライトアップ(4月1日(金)・2日(土) 午後9時まで)⑦さくらウオーク(3日、午前9時役場集合、雨天決行、参加費100円)

皆さまのお越しをお待ちしております。

問 さくらまつり実行委員会 大野 68-090-6474 3153

さくらウオーク 田仲 68-90-2254-4908

**第4回利根町「町民絵画展」の開催のお知らせ**

第4回利根町「町民絵画展」を3月27日(日)～4月3日(日)の8日間、役場1階において開催いたします。

大人に加え、将来ある小・中・高校生の作品が一堂に会した利根町らしきアットホームな展示会です。作品は、日本画、油彩、アクリル、水彩、パステル、色鉛筆、水墨、植物画、ちぎり

絵などを展示します。また、会場では老若男女どなたでも参加し、芸術・文化に親しんでいただけるワークショップ・スカイペイン

テイング(役場1階入り口のガラス面に自由に描ける)を同時開催します。

▽会期：3月27日(日)～4月3日(日) 午前10時～午後5時(初日は、午後1時から。最終日の4月3日は、午後3時までです)

▽会場：役場1階イベントホール・多目的ホール▽入場料：無料

オープニングセレモニー 3月27日(日) 午後1時30分

利根中学校吹奏学部によるアンサンブル演奏を開催

喫茶コーナー 3月28日(月)～4月1日(金)

問 利根町「町民絵画展」事務局 宮坂 68-6525

**第3回利根町「民謡・民舞の祭典」開催案内**

民謡・民舞の普及と利根町の発掘民謡の紹介を目的に、民謡・民舞11団体と大勢の子どもたちが出演します。民謡・民舞の先生方がゲスト出演もあります。ご期待ください。

▽日時：3月26日(土) 午前10時開演▽会場：利根

町公民館▽入場料：無料▽主催：利根町「民謡・民舞の祭典」実行委員会 問 事務局 若松 68-5521

**航空科学博物館 イベント案内**

やさしい航空のはなし「パイロットのおはなし」

航空機の運航において重要な役割を果たしている、飛行機を操縦している方の講習会です。業務内容や体験など、あまり聞くことのできない生の声なので、パイロットを目指している方は特に見逃せません。

▽日時：3月20日(日) 場所：航空科学博物館1階多目的室▽費用：入館料のみ

問 航空科学博物館(千葉県山武郡芝山町岩山111-3) ☎0479-17810557



68 利根町図書館 ☎ 68-188

| 5月 |    |    |    |    |    |    | 4月 |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
| 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  |    |    |    |    |    | 1  | 2  |
| 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 29 | 30 | 31 |    |    |    |    | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |

■ 休館日

**利根町図書館 映画会のお知らせ**  
 春休み子ども映画会  
 「6才のボクが大人になるまで」  
 (2014年アメリカ)  
 主演 エラー・コルトレーン  
 4人の俳優が12年間家族を演じた。その歳月から生まれた、感動の物語  
 ▼日時：3月26日(土) 午後1時～▼場所：利根町図書館 2階多目的ホール ▼入場料：無料  
**図書館カレンダー**



**利根町行政組織変更のお知らせ**  
 平成28年4月より、地域の子育て支援のさらなる充実を図るため、新たに「子育て支援課」を設置します。また、利根町の魅力を町内外的に発信するなど、さらなる移住・定住の促進に取り組むため、企画財政課に「シティブロモーション係」を新設いたします。

**成人式典への寄付金 ありがとございました**  
 1月10日(日)の成人式典に対し、匿名の方から2件の寄付金が郵送されました。未来を担う成人者の門出に暖かいご支援として、お志を使わせていただきました。あらためて心より厚く御礼を申し上げます。  
 生涯学習課 公民館 成人式係 ☎ 68-17881

皆さんのご来場を心よりお待ちしております。

征矢先生といえば、昨年のテレビ東京の番組に出演して、フリフリグッパを紹介し広めていただいたことは記憶に新しいところです。この機会に、あらためて先生の楽しいお話をぜひ直接お聞きください。フリフリグッパ体操の基礎を理解し、認知症の予防に関して、日常生活に軽い運動を取り入れることがいかに大切か、わかりやすい先生の説明を伺えば、きっと元気が出てくることでしょう。

**フリフリグッパ体操 「地区運動集会」**  
 主催：利根フリフリクラブ  
 ◆筑波大学・征矢先生来る  
 例年この時期には、地区運動集会の3会場の参加者が合同で集う交流会が開催されてきました。今年は3月23日(水)、午前10時から利根町公民館で第51回「もの忘れ予防講座」を開催いたします。講師にフリフリグッパ体操考案者の征矢英昭先生(筑波大学教授)をお招きして、フリフリグッパが、なぜ「もの忘れ予防」に効果があるのかについて、やさしく教えていただくことになりました。

| **フリフリ地区運動集会予定**                                 |         |                           |                                   |
|--|---------|---------------------------|-----------------------------------|
| 場所   | 日程      | 開催日<br>(3月15日～4月30日までの予定) | 時間                                |
| 利根町公民館   | 第1、3木曜日 | 3月17日(木)、4月7日(木)・21日(木)   | 午前10時～11時<br>*参加無料<br>*飲み物、室内履き持参 |
| 利根町民すこやか交流センター                                   | 第1、3火曜日 | 3月15日(火)、4月5日(火)・19日(火)   |                                   |
| 利根町生涯学習センター                                      | 第2、4水曜日 | 4月13日(水)、4月27日(水)         |                                   |
| 【講師】 筑波大学 諏訪部先生・越智先生ほか *福祉バス・利根町ふれ愛タクシーをご利用ください。 |         |                           |                                   |
| 【問い合わせ先】 利根町保健福祉センター TEL 68-8291                 |         |                           |                                   |

知っていますか？ **自転車安全利用五則**

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

**4月2日から4月8日は「発達障害啓発週間」です**

毎年4月2日は国連で定めた「世界自閉症啓発デー」です。日本では、4月2日から1週間を「発達障害啓発週間」と定め、自閉症やアスペルガー症候群を始めとした発達障害について理解を深める活動が行われています。

## 生活時間を見直して、ワーク・ライフ・バランスを実現しましょう

子育てしながら働くお母さんって、自分の時間が持てずに大変ですよ！子どもを持っての職場復帰は、仕事も生活もいっぱいいっぱい、1日をこなすのが精一杯。充実した生活とはほど遠く「何のために働いているんだろうか」と疑問を持つお母さんも多いと思います。

人に平等に与えられている時間。お金の節約術があるように、時間の節約術を上手に活用して頑張っているお母さんの例を紹介します。

### 時間節約で充実の朝時間を！

#### 子育てをしながら仕事をしているママの1日はこんなに大変

保育園の送り→仕事→保育園の迎え→夕食の準備・洗濯物取り込み・子どもと少し遊ぶ→夕食→お風呂→寝かしつけ（一緒に寝てしまう）→夜中に目覚めて夕食の片づけ・明日の準備→起床後朝食・出勤準備…

時間に追われ、目の回るような1日がやっと終わったかと思うと、また次の1日の始まり。充実感がない上に、疲労感ばかり重く体にのしかかりくじけそうな毎日です。

#### 朝時間の活用

時間の使い方を見直して、帰宅後は家事をテキパキこなし、午後9時ごろには子どもと一緒に寝て、午前4時に起きる朝時間生活にチェンジ。夜に家事を頑張ることで、朝はゆっくりと自分の時間が持てるようになったそうです。

また、早寝早起きすることで、朝1～2時間の自分時間を捻出したことに加え、生活のリズムが安定し、体調も良くなったそうです。心にも余裕が生まれ、子どもとのかかわり方や、仕事への取り組み方が変わってきたとおっしゃっていました。

1日24時間、どう過ごすかによって充実度が大きく違います。時間を上手に使って自分らしいワーク・ライフ・バランスを実現できるといいですね！



#### 介護予防

#### 『シルバリーハビリ体操教室』の紹介

今回は、誤嚥<sup>ごえん</sup>予防や嚥下<sup>えんげ</sup>強化につながる嚥下<sup>えんげ</sup>体操の中の「発声練習」について紹介します。

#### 【効果】

大きな声を出すことにより肺活量を増やし、嚥下<sup>えんげ</sup>に必要な筋肉も鍛え、誤嚥<sup>ごえん</sup>を予防することもできます。

#### 【手順】

- ①唇を一度しっかり閉じ、勢いよく口を開くと同時に『ば』と発声します。
- ②舌尖を上顎にしっかりくっつけ、離すと同時に『た』と発声します。
- ③最後は、舌を口の奥の方で持ち上げ、のどの奥の方から空気を押し出すように『か』と発声します。

#### 【ポイント】

『ば』は唇、『た』は舌、『か』はのどの奥の方を使います。つまり食べ物を食べて飲み込んでいく時に必要な所を鍛えていくことができます。口をしっかりと開け、できるだけ大きな声で『ば』、『た』、『か』と一語ずつはっきりと発音しましょう。またスピードを変えたりして変化を付けて行うのも効果的です。

#### ▽問い合わせ先

利根町保健福祉センター いきがいの支援係  
TEL 68-8291



# 特定個人情報を取り扱う事務をお知らせします

平成 28 年 1 月から特定個人情報を取り扱う事務は次のものです。

| 特定個人情報取扱事務の名称               | 担 当 課     |
|-----------------------------|-----------|
| 固定資産税（償却資産）申告受付事務           | 税 務 課     |
| 国民健康保険資格取得届出等受付事務           | 保 険 年 金 課 |
| 後期高齢者医療資格届出等受付事務            |           |
| 介護保険要介護・要支援認定等事務            | 福 祉 課     |
| 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事務        |           |
| 児童手当等支給事務                   |           |
| 児童扶養手当支給事務                  |           |
| 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請事務    |           |
| 障害者手帳交付・補装具費支給・自立支援費支給等申請事務 |           |
| 特別児童扶養手当・特別障害者手当申請事務        |           |
| 障害児通所給付費・障害福祉サービス支給事務       |           |
| 生活保護申請事務                    |           |
| 妊娠届出に関する事務                  |           |
| 低体重児出生届に関する事務               |           |
| 未熟児養育医療給付に関する事務             |           |
| 予防接種事故対策に関する事務              |           |
| 源泉徴収票等の作成事務                 | 会 計 課     |

\* 特定個人情報とは、12桁の個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報をいいます。

◎問い合わせ先 役場総務課 庶務行政係 TEL68-2211（内線502）

※ 特定個人情報の取り扱い内容については、各担当課にお問い合わせください。

## 健康教室

取手市医師会  
TEL0297(78)6111

### 閉経後女性の健康と寿命

女性は平均的に50歳ほどで閉経を向かえます。この年齢は昔からほとんど変わっていませんが、平均寿命は年々伸びており2013年の報告で女性は86・61歳、男性も80・21歳と世界的にも長寿の国です。このうち健康で暮らせる期間（介助なしで自立して暮らせる）を健康寿命といいますが、男性が71・19歳、女性が74・21歳です。つまり、男性が9・02年、女性は12・40年を不自由な生活の晩年を過ごさなくてはなりません。この期間を少しでも短くし、いつまでも健康でいられるためには、この期間によく見られる疾患を早期に見つけ、適切な治療や習慣の管理を早めに行うことが大切です。要介護になる原因は、女性では男性に比べ脳卒中が少なく、骨折・転倒や関節疾患が多いのが特徴です。

まずは、閉経後は女性ホルモンで守られていた状態がなくなり、それまで男性より少なかった高血圧、高脂血症、高血糖等の代謝性疾患が急速に増えてきます。これらは、ひいては動脈硬化を招き、脳卒中の原因となります。これらの異常は、血圧の測定や血液検査でわかりますが、動脈硬化は頸動脈の超音波検査で正確に把握できるため、前記疾患の疑いのある方は、一度測定されることをお勧めします。動脈硬化のある場合、早期に内科的治療を始めることにより、悪化を予防できますし、動脈硬化自体が改善していくこともあります。

次にこの時期に急激に増えるのが骨粗鬆症で、これに起因する骨折は老後のQOLを大幅に低下させます。特に50kg以下の体重の軽い人、1日ビールにして3本以上飲酒をする人、たばこを喫む人、骨折の家族歴のある人は骨粗鬆症のリスクが高いので、50歳代で骨量

の測定をお勧めします。骨粗鬆症と診断された場合、薬による治療や運動療法が有効ですが、薬は年齢や重症度により使用する薬も使い分けなければなりませんし、それなりの有害事象もありますので、専門医とよく相談の上使用することが大切です。運動療法ではよく散歩という話を聞きますが、60歳以降の方は上半身よりも下半身、特に大腿部の筋肉の衰えが体の衰えの原因となります。これを防ぐためには、散歩はそれ程有効ではありません。散歩と同じ速さでいいので、軽く走る（スロージョギング）を行うことが大切です。あまり早く走ると心臓に負担がかかるため、心拍数130回代/分以上にならないことを心がけ、週3回程度行うと効果的です。これは転倒予防や高血圧、高血糖の予防にも有効で、健康寿命の延長にさまざまな部分で役立ちます。

医療の進歩により、昔は加齢で片付けられていた疾患も予防、改善がかなり可能になってきました。これらを生かすためには自らの健康維持に対して積極的に取り組む姿勢が何より大切です。

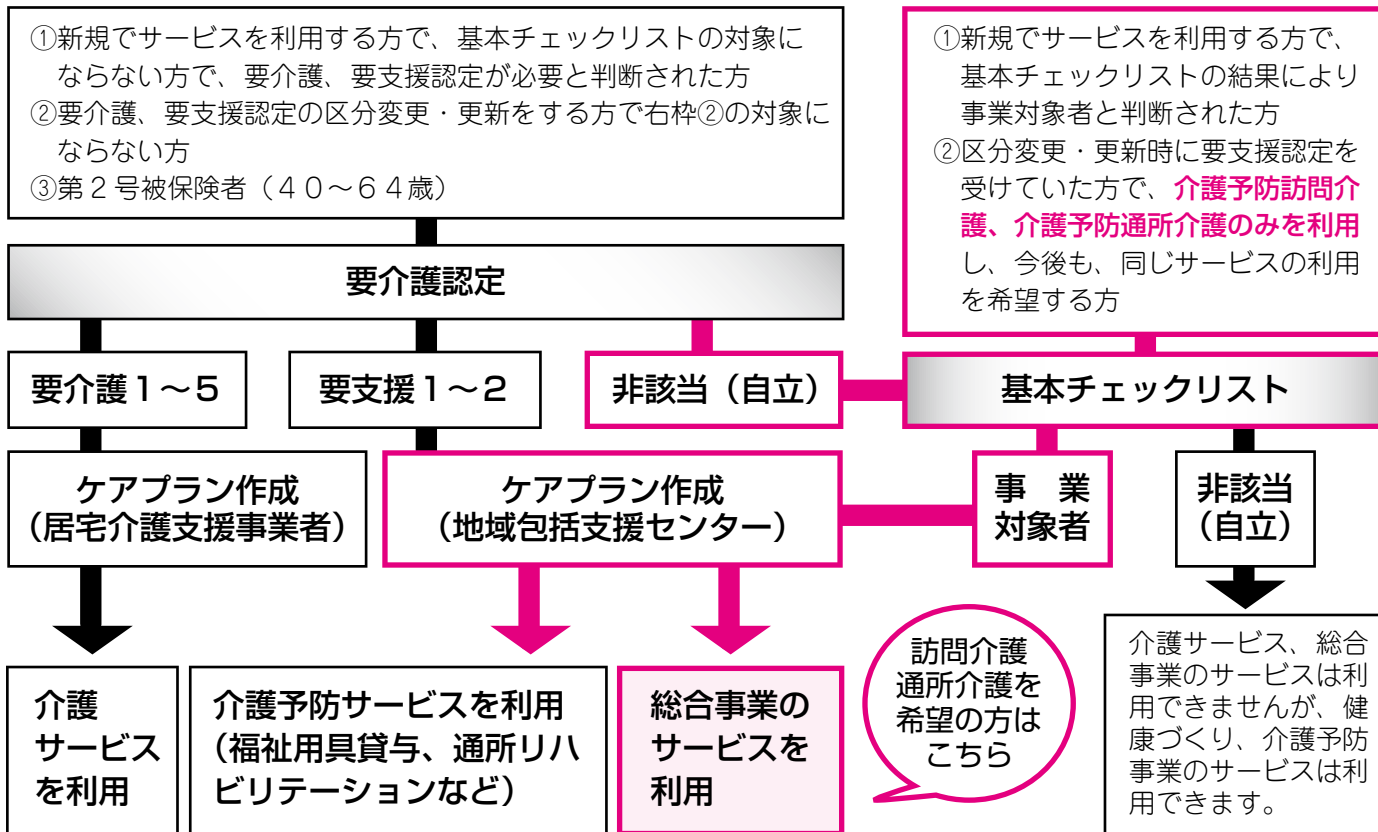
## 介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました（2）

介護予防・日常生活支援総合事業の利用できる方

○平成28年1月以降に要支援1・2の認定を受けた方

○平成28年1月以降に基本チェックリストの結果により事業対象者と判断された方

### 利用までの流れ



◎問い合わせ先 役場福祉課 介護予防係 TEL 68-2211 (内線348)

○利用料金  
 日本弁護士連合会  
 TEL 03-35580199  
 81

○休業日  
 ・毎週月曜日（ただし、その日が祝日にあたる場合は次の日に振り替え）  
 ・天候が悪い時、年末年始 ※都合により営業時間・休日が変わる場合があります。

○利用時間

4月1日から9月30日の期間は午前9時～午後3時30分（ただし、ボールの販売は午後3時まで）  
 10月1日～3月31の期間は、午前9時～午後3時（ただし、ボールの販売は午後2時30分まで）

○「ひまわりほっとダイヤル」のご案内  
 中小企業を取り巻くさまざまな分野で、弁護士の「課題発見力」が役に立ちます。  
 ・事業の再生、整理、承継  
 ・契約、取引  
 ・損害賠償  
 ・売掛金の保全、回収  
 ・従業員トラブル等  
 全国共通専用ダイヤル  
 0570-0011240  
 までお電話ください。お近くの弁護士会の窓口につながります。初回面談30分無料（受け付けは、平日午前10時～正午／午後1時～4時）

○利根緑地運動公園ゴルフ練習場のご案内  
 利根町商工会では、利根川河川敷にある「利根緑地運動公園ゴルフ練習場」の運営・管理を行っております。  
 豊かな自然の中でゴルフを通じて心とむひとときを過ごせる集いの場所を提供し、また、お客さまのニーズにこたえられるように日々心がけております。ぜひご利用ください。



利根町商工会  
 TEL(68)7417  
 FAX(68)3177

▽問い合わせ先  
 日本弁護士連合会  
 TEL 03-35580199  
 81

ミニカゴ「約30球」 310円  
 小カゴ「約60球」 520円  
 大カゴ「約120球」 1030円  
 お問い合わせは、利根町商工会TEL68-7417、または練習場携帯090-2627-7032（営業時間中のみ）まで

○「ひまわりほっとダイヤル」のご案内  
 中小企業を取り巻くさまざまな分野で、弁護士の「課題発見力」が役に立ちます。  
 ・事業の再生、整理、承継  
 ・契約、取引  
 ・損害賠償  
 ・売掛金の保全、回収  
 ・従業員トラブル等  
 全国共通専用ダイヤル  
 0570-0011240  
 までお電話ください。お近くの弁護士会の窓口につながります。初回面談30分無料（受け付けは、平日午前10時～正午／午後1時～4時）

**東日本大震災に係る被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期間の再延長について**

被災者生活再建支援金に係る基礎支援金の申請期間が1年間延長となり、平成29年4月10日までとなりました。（今までは、平成28年4月10日まで）

なお、対象となる方は、東日本大震災において住宅の被害判定が「大規模半壊」、または「半壊」になられた方で、申請期間内に住宅を取り壊す方などが対象となりますので、ご注意ください。

また、対象となる方が申請されますと、被災者生活再建支援金の基礎支援金が「大規模半壊」の方は、50万円が追加支給され「半壊」の方は、100万円が新たに支給となります。さらに「半壊」の方は、この基礎支援金を申請することにより、加算支援金の支給対象者になり、住宅の建替えや住宅購入の場合200万円、住宅賃貸の場合50万円が、期間内に申請

することにより加算して支給されます。

**ただし、一人世帯の方は、75%の支給額となります。**

▽問い合わせ先  
役場福祉課 社会福祉係  
Tel 68-22211  
(内線333)

**引っ越しトラブルにご注意!**

春は引っ越しシーズンで、契約も集中するためトラブルも多くあります。

- ①見積もり時に大量のダンボールを置いていかれたが、引っ越しをキャンセルしたら送料を負担して送り返すように言われた。
  - ②約束の日に業者に来ず、事業所にも連絡がつかなくなったので、引っ越しが延期になってしまった。
  - ③大型家具を運搬したときに新しい家の床や階段に傷をつけられた。
- 引っ越し約款では解約手数料は、引っ越し前日で運賃の1割以内、当日で2割以内ですが、ダンボールの返送料などの規定はないので事前には受け取り無いうにしましょう。
- 見積書や引っ越し約款は、よく読んで疑問点は解消しておきましょう。
- 何か損害が生じた場合、損害賠償の責任やその賠償方法については業者と話し合うこととなります。

**お困りの時は、ご相談ください。**  
消費生活相談員がご相談をお受けしております。

▽相談窓口  
役場経済課  
消費生活相談窓口  
Tel 68-22211  
(内線324)

毎週水曜日 午前10時～正午、午後1時～5時

水曜日以外は、茨城県消費生活センターへ  
Tel 029-2225-644

5 月曜日～金曜日、日曜日  
午前9時～午後5時

なお、近隣市町村の消費生活センターへのご相談はご遠慮くださいますようお願いいたします。

**【3月の納税等】**

なし

|   |                  |
|---|------------------|
| <b>人口と世帯</b><br>(住民基本台帳人口)<br>2月1日現在<br>( ) 内は前月比 | ○総人口 16,958(-16) |
|   | ○男性 8,351(-9)    |
|   | ○女性 8,607(-7)    |
|   | ○世帯数 7,007(+3)   |

**皆さまのご意見・ご要望を受け付けます**

ご意見・ご要望の概要とその回答は、町民全体の課題として共有していただくため、役場1階の情報公開コーナーで公開させていただく場合もあります。

**町長へのホットライン**  
留守番電話・ファックス (Tel.0297-68-8059)

**投書箱 (町内6カ所に設置)**  
利根町役場、利根町公民館、文間地区農村集落センター、利根東部農村集落センター、布川地区コミュニティセンター、利根町生涯学習センターの各敷地内に設置

**電子メール**  
アドレス (info@town.tone.lg.jp)

ご意見・ご要望には、必ず氏名・住所・電話番号をご記入ください。

問い合わせ先 役場総務課 秘書広聴係 Tel.68-2211 (内線507)

「広報とね」は、通常毎月第1金曜日発行です。TEL 0297-68-2211 FAX 0297-68-7990 広報とねに掲載した写真データがほしい方は、役場総務課 秘書広聴係 Tel.68-2211 (内線507)にご連絡ください。

発行…利根町役場 編集…役場総務課 秘書広聴係 利根町のホームページ <http://www.town.tone.ibaraki.jp/> モバイル版 (i-mode用) <http://www.town.tone.ibaraki.jp/mobile.php>

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841-1

**利根町民憲章**

わたくしたちは、大利根の豊かな流れと緑に恵まれた大地をふるさととする利根町民です。

この郷土と歴史を誇りとし、人の和と力を集め、いっそう住みよいまちづくりをめざして、ここに町民憲章を定めます。

- 一、自然を守り、水と緑の豊かなまちをつくりましょう。
- 一、教養を深め、伝統ある文化をそだてましょう。
- 一、人を愛し、ふれあいの輪をひろげましょう。
- 一、体をきたえ、仕事にはげみ、明るい家庭をさざきましょう。
- 一、心を合わせ、未来にはばたく若い力をのばしましょう。

**編集後記**

近ごろ、おいしい日本酒を探すことにハマっています。以前は、お酒の強い香りが苦手で、どうしても飲みむことを躊躇っていました。

先日、友人と居酒屋に行く機会があり、一杯二千元程度する日本酒を飲む贅沢を試してみました。おいしいお酒を「さわりなく水の如く飲める酒」という表現があるように、口にしたらときにとても飲みやすく感動したのを覚えています。この時期、歓送迎会等お酒の席が多い時期です。職場や友人との飲み会が楽しみです。

(A)

町の木サクラ・町の花カンナ・町の鳥ヨシキリ